

国際P2M学会表彰規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人国際P2M学会（以下「本学会」という）が目的とする研究分野の研究業績の表彰、ならびに学会活動への表彰を行うために必要な事項を定める

(表彰の種類)

第2条 国際P2M学会が表彰するものは以下の5種とする。
国際P2M学会学会賞（以下「学会賞」という）
国際P2M学会研究賞（以下「研究賞」という）
国際P2M学会研究奨励賞（以下「研究奨励賞」という）
国際P2M学会功労賞（以下「功労賞」という）
国際P2M学会国際交流賞（以下「国際交流賞」という）

(学会賞)

第3条 学会賞は、会員によるプロジェクト&プログラムマネジメントに関する著しい業績に対して贈呈する。

(研究賞)

第4条 研究賞は、会員による本学会論文紙に掲載されたプロジェクト&プログラムマネジメントに関する優れた研究業績に対して贈呈する。

(研究奨励賞)

第5条 研究奨励賞は、若手の会員によるプロジェクト&プログラムマネジメントに関する優れた研究に対して贈呈する。

(功労賞)

第6条 功労賞は、会員による学会の管理・運営を通じた学会活動の充実・発展への寄与に対して贈呈する。

(国際交流賞)

第7条 国際交流賞は、国際功労賞は、プロジェクト&プログラムマネジメントの国際貢献・国際協力研究に関する顕著な業績や功績に対して贈呈する。

(表彰の内容)

第8条 各賞に対して、賞状を贈呈する。また、副賞を贈呈することができる。

(表彰日)

第9条 表彰は総会において行う。

附則

令和3年1月制定